

給与支払報告書
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※町処理欄					
特別徴収義務者指定番号		9999000			
宛 名 番 号※2					
担 連	課・係	人事課 給与係			
当 絡	氏 名	特 徴 花 子			
者 先	電 話	0000-00-0000 内線(111)			

記載例 ①
退職等で普通徴収に
変更する場合

令和 7 年 〇 月 × 日提出 (あて先)山ノ内町長		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地 〒 0 1 2 - 3 4 5 6 〇〇県××町△1-2-3 フリガナ カマシキガイシャ マルバツショウジ 氏名又は名称 株式会社 ○×商事 個人番号※3 又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 一人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載						
給 与 所 得 者	フリガナ	ヤマノウチ タロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏 名	山/内 太郎							
	生年月日	昭和 50 年 1 月 1 日							
	個人番号 ※3	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							
	受給者番号								
1月1日 現在の住所	長野県下高井郡山ノ内町大字〇〇3-2-1		140.000	6 月から 9 月まで	10 月から 5 月まで	7 年 9 月 30 日	1. 退職・長 2. 死 3. 死 4. 死 5. 死 6. 死 7. 死 [事由・理由]	3. 特別徴収継続 2. 一括徴収 ※注4 3. 普通徴収 (本人納付)	
異動後の 住所	東京都〇〇区××1-1-1		円	47.200 円	92.800 円				

令和7年1月1日時点での住所地
で課税されるため、その住所を
記入します。
転居等により住所地が変更して
も、5月分までの1年分は1月1
日時点の住所地へ納めます。

退職後に出国（海外へ転出）される場合は、未
徴収税額を可能な限り一括徴収してください。
徴収できない場合は、個人で納めていただくこ
とになります。

出国前に全額納付していただくか、代理で納税
を行う納税管理人の選任が必要になります。
詳しくは町ホームページをご覧ください。

9月末で退職した給与所得者の徴収方法を、10月分から普通徴収に変更する
場合。

(ア) 特別徴収税額（年税額） 140,000円（6月から翌年5月分）
(イ) 徴収済額 47,200円（6月から9月分）
(ウ) 未徴収税額 92,800円（10月から翌年5月分）
↑
普通徴収税額
（本人が納付書で納める分）

特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 円を 月分()から	
理 由	1. 異動が令和 7 年 1 月 1 日時点での住所で課税されるため、その住所を記入します。 2. 令和 7 年 5 月 31 日までの1年分は1月1日時点の住所地へ納めます。	担 任 者 (新規) 法人番号	月 日 円 納入します。
理 由	2. 一括徴収の場合 1. 異動が令和 7 年 1 月 1 日時点での住所で課税されるため、その住所を記入します。 2. 令和 7 年 5 月 31 日までの1年分は1月1日時点の住所地へ納めます。	担 任 者	
理 由	3. 普通徴収の場合 1. 異動が令和 7 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 7 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村処理欄	

給与支払報告書 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

税額通知書や「特別徴収のしおり」表紙に記載されています。

記載例 ② 退職等で一括徴収する場合

令和 7 年 〇 月 × 日提出 (あて先) 山ノ内町長		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒 012-3456 〇〇県××町△1-2-3 フリガナ カマシキガイシャ マルバツショウジ 氏名又は名称 株式会社 ○×商事 個人番号※注3 又は法人番号 111111111111111111	特別徴収義務者指定番号 9999000	宛名番号※注2	担連 課・係 人事課 給与係 氏名 特徴 花子
フリガナ ヤマノウチ タロウ	氏名 山/内 太郎	生年月日 昭和 50 年 1 月 1 日	個人番号※注3 2222222222222222	受給者番号	1月1日現在の住所 長野県下高井郡山ノ内町大字〇〇3-2-1	異動後の住所 東京都〇〇区××1-1-1
(ア) 特別徴収税額 (年税額) 140.000 円		(イ) 徴収済額 6 月から 9 月まで 47.200 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 10 月から 5 月まで 92.800 円	異動 年 月 日 7 年 9 月 30 日	異動の理由 1. 退職・長期 2. 死 3. 支払少額・不定期 4. 合併・解散 5. その他 6. 事由・理由 7. 退職後に出国(海外へ転出)される場合は、未徴収税額を可能な限り一括徴収してください。	

1. 特別徴収義務者 (新しい勤務先)	9月末で退職した給与所得者の徴収方法を、10月分で一括で納入する場合。 (ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000円 (6月から翌年5月分) (イ) 徴収済額 47,200円 (6月から9月分) (ウ) 未徴収税額 92,800円 (10月から翌年5月分) ↑ 一括徴収税額	新しい勤務先へは、月割額 円を 月分 (月 日納期分) から
------------------------	---	----------------------------------

2. 一括徴収の場合	理由 1. 異動が令和 7 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定日 (上記(ウ)と同額) 10 月 25 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 92.800 円	左記の一括徴収した税額は、 10 月分 (11月10日納期分) で納入します。
------------	---	----------------------------	---------------------------	---

3. 普通徴収の場合	理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村処理欄
------------	---	---------

4 新勤務先では「1. 特別徴収継続の場合」の事項を記載し、「1月1日現在の住所(課税地)」の市町村長に送付してください。

継続する

ボクの名義で再入籍した「個人番号」を、収入税額通知書に記載された宛名番号に記載してください。

前勤務先で引き続き特別徴収を行っている場合は、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。

（個人番号）は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。

場合、「給与支払者の欄」（個人番号）は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

（個人の）の事項を記載し、一月一日現在の住所（課税地）の市町村長に送付していただきます。

前勤務先で未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収することができます。